

はり・きゅう、あんま・マッサージの施術を受けられる方へ

はり・きゅう、あんま・マッサージの施術を受ける場合は、医師の同意書が必要です。

また、国民健康保険が「適用されるもの」と「適用されないもの」があります。

国民健康保険が適用されないものは全額自己負担になりますので、正しく理解して施術を受けていただきますよう、お願いします。

【国民健康保険が適用されるもの】

はり・きゅう	1	神経痛
	2	リウマチ
	3	腰痛症
	4	五十肩
	5	頸腕症候群
	6	頸椎ねんざ後遺症

あんま・ マッサージ	1	関節拘縮
	2	筋麻痺

【国民健康保険が適用されないもの】

はり・きゅう	1	上記以外のもの
	2	病院等で、同じ疾患への治療を受けている場合
	3	医師の同意書がない場合

あんま・ マッサージ	1	上記以外のもの
	2	慰安や疲労回復が目的の場合
	3	医師の同意書がない場合

◆◆◆ 施術を受けられるときに、注意していただきたいこと ◆◆◆

- 1 「療養費支給申請書」には、その月の施術がすべて終わった後に、記載されている内容(日数や金額など)を良く確認し、必ず自分で署名または捺印してください。白紙の用紙への署名や捺印は、決して行わないでください。
- 2 領収書は必ず受け取り、金額に誤りがないかを確認してください。